

改正案	現行
<p>（役員欠格条項）</p> <p>第十三条 第八条の七（第五号を除く。）の規定は、理事長、副理事長、理事及び監事について準用する。この場合において、同条第七号中「有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」とあるのは、「有する者」と読み替えるものとする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>254 （略）</p> <p>5 競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務並びに前項に規定する業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、これらの業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、競馬会が保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸する業務を行うことができる。</p> <p>（特別積立金）</p> <p>第二十九条 競馬会は、次条第三項に規定する剰余の額から同項の規定により特別振興資金に充てる金額を控除してなお残額があるときは、その残額を特別積立金として積み立てなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（役員欠格条項）</p> <p>第十三条 第八条の七（第五号を除く。）の規定は、理事長、副理事長、理事及び監事について準用する。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>254 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（特別積立金）</p> <p>第二十九条 競馬会は、第二十七条第二項の規定による納付及び前条第一項の規定による積立をしてなお剰余があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立てなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

<p>(特別振興資金)</p> <p>第二十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 競馬会は、第二十七条第二項の規定による納付及び第二十八条第一項の規定による積立てをしてなお剰余があるときは、その剰余の額のうち全部又は一部を特別振興資金に充てるものとする。この場合において、特別振興資金に充てる金額は、第二十一条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可を受けた事業計画を踏まえて次条第一項の承認を受けた貸借対照表に記載した金額とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(特別振興資金)</p> <p>第二十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 競馬会は、前条第一項の剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、その剰余の額に事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額を特別振興資金に充てることができる。</p> <p>4・5 (略)</p>
--	---